

## 議案第61号

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定すること  
について

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴  
い、水道料金及び加入金の額を改正するため。

## 石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（料金）

第23条 水道料金は、1箇月につき、次の区分による額の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (1) 専用給水装置

（単位：円）

基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
水量	金額	
10 m <sup>3</sup>	2,346	超過部分が30 m <sup>3</sup> 以下は235.71円，31 m <sup>3</sup> 以上は267.14円をそれぞれ加算する。

### (2) 共用給水装置（1世帯につき）

（単位：円）

基本料金		超過料金（1 m <sup>3</sup> につき）
水量	金額	
10 m <sup>3</sup>	2,346	超過部分が30 m <sup>3</sup> 以下は235.71円，31 m <sup>3</sup> 以上は267.14円をそれぞれ加算する。

### (3) 放任給水（私設消火栓）

（単位：円）

単位	金額
1栓1回につき	523

### (4) メーター使用料

（単位：円）

口径	金額
13mm	104.76
20mm	157.14
25mm	178.09
30mm	324.76
40mm	539.52

50mm	574.28
75mm以上	2,158.09

別表を次のように改める。

別表（第29条の2関係）

加入金

（単位：円）

口径	金額
13mm	132,000
20mm	198,000
25mm	275,000
30mm	418,000
40mm	715,000
50mm以上	1,045,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道水の供給に係る料金で、施行日から平成31年10月31日までの間に額が確定するものについては、改正後の石岡市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。